

招集ご通知

証券コード 6644
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
大崎電気工業株式会社
取締役会長 渡 辺 佳 英

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、座席間隔配慮による席数減少などを予定しております。そのため、本株主総会においては、当日のご出席に代えて、書面の郵送又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館1階 ニュイ (NUIT)
(末尾の株主総会会場ご案内図ご参照)
- 3. 会議の目的事項**
 - 報告事項** 1 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定により、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

○株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染拡大防止策にご配慮いただきご来場下さいますようお願い申し上げます。また、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患等でご不安のある株主さまは特にご無理をなされず、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面の郵送又はインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

○株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表・要請内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) にその旨を掲載いたしますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

郵送又はインターネットによりご行使いただける場合

郵送



行使期限 2022年6月27日（月）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット



行使期限 2022年6月27日（月）午後5時30分

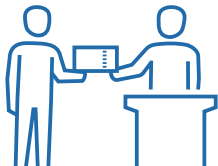
当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2022年6月28日（火）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

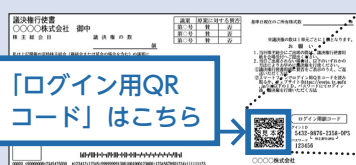
議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
 なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

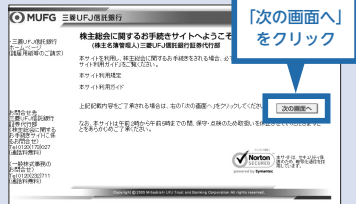
2回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインしてください。

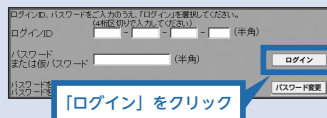


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

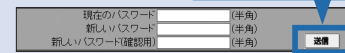
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

システム等に関するお問い合わせ
（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）2%と、配当性向30%のいずれか高い額を目安に決定いたします。

また内部留保については、長期的な企業価値の拡大を目指し、競争力強化のための研究開発投資や設備投資の原資とすると共に、M&Aも含めて今後の事業展開に有効活用し、業績の向上に努めてまいります。

上記の方針に基づき、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、482,989,330円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2021年3月期	10円	10円	20円	980百万円	203.3%
2022年3月期(予定)	10円	10円	20円	974百万円	—

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<新設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<新設>	<p>(附則)</p> <p><u>1.</u> 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	わた	なべ	よし	ひで	取締役会長（代表取締役）
		渡	辺	佳	英	
2	再任	わた	なべ	みつ	やす	取締役社長執行役員（代表取締役）
		渡	辺	光	康	
3	再任	かわ	ぼた	ほる	ゆき	取締役副社長執行役員（代表取締役）
		川	端	晴	幸	
4	再任	うえ	の	りゅう	いち	取締役常務執行役員経営戦略本部長
		上	野	隆	一	
5	再任	たか	しま	せい	じ	社外 独立 取締役
		高	島	征	二	
6	再任	かさ	い	のぶ	ひろ	社外 独立 取締役
		笠	井	伸	啓	

候補者番号

1

わた なべ よし ひで

渡辺 佳英

(1948年7月31日生)

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

1,168,962株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1977年 1 月 株式会社野村総合研究所入社
1980年 7 月 当社取締役社長室長
1984年 7 月 常務取締役営業本部長
1986年 1 月 常務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長
1986年 7 月 専務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長
1987年 6 月 取締役副社長 (代表取締役)
1988年11月 取締役社長 (代表取締役)
2009年 1 月 取締役会長 (代表取締役) (現任)
大崎電気システムズ株式会社代表取締役会長
2012年 3 月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

渡辺佳英氏は、長年に亘り優れた経営手腕とリーダーシップの発揮により当社グループを牽引し、様々な時代の変化も乗り越え、グローバル事業展開を拡充する等、当社グループの現在を築き上げてきました。その豊富な知見と経営経験は、当社グループのさらなる持続的成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

わた なべ みつ やす

渡辺 光康

(1955年5月2日生)

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

481,962株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 8 月 株式会社野村総合研究所入社
- 1986年 8 月 当社入社
- 1987年 6 月 埼玉工場長
- 1988年 6 月 取締役埼玉工場長
- 1990年 6 月 取締役電力事業部副事業部長兼埼玉工場長
- 1992年 6 月 取締役システム・機器事業部長兼技術開発本部副本部長
- 1994年 6 月 常務取締役技術開発本部長
- 2004年 6 月 専務取締役
- 2009年 1 月 取締役副社長 (代表取締役)
- 2012年 3 月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役兼最高経営責任者 (現任)
- 2014年 6 月 当社取締役社長 (代表取締役)
- 2020年 6 月 取締役社長執行役員 (代表取締役) (現任)

■ 重要な兼職の状況

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役兼最高経営責任者

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

渡辺光康氏は、長年に亘り当社各事業部門の運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有し、副社長時代にはグローバル事業展開での手腕も発揮して、当社グループの現在を築き上げてきました。そのチャレンジ精神を尊ぶ経営手腕と豊富な知見は、当社グループの新たな成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

かわ ばた はる ゆき

川端 晴幸

(1948年2月1日生)

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

56,211株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1970年4月 当社入社
1992年6月 電力営業第一部長
2000年6月 取締役営業本部電力一部長兼マーケティング室長
2002年5月 取締役営業本部マーケティング室長兼システム・機器部長、特機部担任
2004年6月 常務取締役管理本部長兼総務部長
2005年6月 常務取締役管理本部長
2011年6月 常務取締役営業本部長
2012年6月 専務取締役営業本部長
2014年6月 取締役副社長 (代表取締役) 営業本部長
2014年7月 OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役 (現任)
2016年6月 当社取締役副社長 (代表取締役)
2020年6月 取締役副社長執行役員 (代表取締役) (現任)

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

川端晴幸氏は、当社において電力営業部門や総務等管理部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2000年6月に当社取締役に就任し、現在も取締役副社長執行役員を務める等、今後も営業部門を中心とした統率と戦略実現、ならびに全社的な経営の意思決定における重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

うえ の りゅう いち

上野 隆一

(1961年8月20日生)

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

11,789株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）
入行
- 2007年4月 主計部ディスクロージャー対応室長
- 2010年7月 当社入社 国際事業部副事業部長
- 2012年3月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役（現任）
- 2012年7月 当社理事国際事業部副事業部長
- 2013年6月 取締役経営戦略本部副本部長
- 2014年6月 常務取締役経営戦略本部副本部長
- 2018年6月 常務取締役経営戦略本部長
- 2020年6月 取締役常務執行役員経営戦略本部長（現任）

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

上野隆一氏は、大手銀行及び当社において、海外部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2013年6月に当社取締役に就任し、現在も取締役常務執行役員を務める等、今後も経営戦略部門の統率及びグローバル戦略の実現、ならびに経営の意思決定において重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

たかしま せいじ

高島 征二

(1943年9月14日生)

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1969年4月 日本電信電話公社入社
 1996年6月 日本電信電話株式会社取締役東北支社長
 1999年1月 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社代表取締役社長
 2002年6月 株式会社協和エクシオ（現エクシオグループ株式会社）代表取締役専務営業統括本部長
 2003年6月 代表取締役社長
 2008年6月 代表取締役会長
 2012年6月 相談役
 2014年6月 当社取締役（現任）
 2015年10月 株式会社協和エクシオ（現エクシオグループ株式会社）名誉顧問（現任）

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高島征二氏は、長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験ならびに広範な知識と見識を有しており、今後も当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般に適切な助言や提言を期待していることから、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。

同氏は、株式会社協和エクシオ（現エクシオグループ株式会社）の代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任して、現在同社名誉顧問に就任しております。同社は当社の取引先ですが、その取引内容は顧客の指定により発生する付随的な取引で、金額も連結売上高比僅少（2021年度は2百万円）です。

候補者番号

6

かさ い のぶ ひろ

笠井 伸啓

(1957年2月6日生)

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1981年4月 横河ヒューレット・パッカー株式会社 (現日本ヒューレット・パッカー株式会社) 入社
- 1996年11月 EDA (Electrical Design Automation) 営業部部長
- 1998年11月 電子計測事業マーケティング本部長
- 2000年11月 アジレント・テクノロジー株式会社部品計測事業部マーケティング部部長
- 2005年7月 ジェイビルサーキットジャパン株式会社執行役員コンシューマー事業本部本部長
- 2009年1月 ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社代表取締役社長
- 2016年6月 当社取締役 (現任)
- 2016年10月 フェーズワンジャパン株式会社営業本部長

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

笠井伸啓氏は、長年に亘り計測事業の業務に携わり、当該分野での高い専門的な知識のほか、企業経営者としての経験も有しており、今後も当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般に適切な助言や提言を期待していることから、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。

同氏については、独立性に関する属性情報はありません。

- (注) 1. OSAKI United International Pte. Ltd.はシンガポールに本社を置く当社100%子会社であります。
2. 高島征二氏及び笠井伸啓氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社社外取締役在任期間については、本総会の終結の時をもって、高島征二氏は8年、笠井伸啓氏は6年になります。
4. 高島征二、笠井伸啓の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。
なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告34ページをご参照下さい。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役堀長一郎、山中利雄の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	再任	ほり ちよういちろう 堀 長一郎	常勤監査役
2	新任	は せ がわ ゆたか 長谷川 豊	—

候補者番号

1

ほり ちょう いち ろう

堀 長一郎

(1955年4月27日生)

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)

再任

監査役会への出席状況

20回／20回 (100%)

所有する当社株式の数

28,100株

■ 略歴、当社における地位

- 1980年4月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社
2002年7月 埼玉支店さいたま支社副支社長
2006年7月 埼玉支店（安全品質担当）兼安全品質グループマネージャー
2008年7月 東光電気株式会社（現株式会社東光高岳）出向
2011年10月 当社出向 営業本部部長
2012年6月 当社取締役営業本部副本部長
2018年6月 常勤監査役（現任）

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 監査役候補者とした理由

堀長一郎氏は、電力会社における業務経験から当社製品に関する豊富な知見を有しております。当社では、2012年6月に取締役に就任し、主として営業部門の統率に努めるなど経営管理及び事業運営に関する豊富な経験を経て、2018年6月からは常勤監査役に就任して、当社グループの監査業務を適切に遂行していることから、引き続き監査役候補者としております。

候補者番号

2

は せ がわ ゆたか

長谷川 豊

(1965年10月3日生)

所有する当社株式の数
一株

新任

■ 略歴、当社における地位

1988年4月 当社入社
2014年6月 管理本部総務部長（現任）

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 監査役候補者とした理由

長谷川豊氏は、当社において子会社も含めた、総務、経理などの管理部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2014年6月からは総務部長として、コンプライアンス委員会、リスク管理の事務局責任者や、健康経営を推進するなど手腕を発揮しており、当社全体を視野に監査業務を適切に遂行していただける人物であることから、監査役候補者としております。

- (注) 1. 堀長一郎氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、堀長一郎氏の再任が承認された場合には、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、長谷川豊氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告34ページをご参照下さい。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以 上

〈ご参考〉スキル・マトリックス

当社は、経営の重要な意思決定機能と業務執行の監督機能を担う取締役会の員数を10名以内と少数精鋭化しており、これらの機能を適切に発揮するために備えるべきスキルとして、「自社又は他社での経営経験」、「国際経験」、「社内外それぞれの専門分野における知識・能力」を重視することとしております。

役員選任議案が原案どおり承認された場合の各取締役及び監査役が備えるスキルは、以下のスキル・マトリックスのとおりであり、取締役会全体としてスキルの多様性、バランスが確保されていると考えております。

	代表	社外	委員	役員	経営全般	業界知見	国際経験	営業販売	製造・開発	法務知見	金融知見
取締役	●		○	渡辺 佳英	●	●	●	●	●		
	●		○	渡辺 光康	●	●	●		●		
	●		○	川端 晴幸	●	●		●			
				上野 隆一		●	●				●
		●	◎	高島 征二	●		●		●		
		●	○	笠井 伸啓	●		●				
監査役				堀 長一郎		●		●			
				長谷川 豊		●				●	
		●	○	山本 滋彦							●
		●	○	北井久美子						●	

※委員：指名・報酬諮問委員会（委員長◎ 委員○）

〈ご参考〉

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員という。）又は社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人をいい、過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者。
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者及び直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社又は子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
所属する者とは過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家又は当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
なお、多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者又は当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役及び執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び執行役員をいい、過去3年間において該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者をいう。
8. 上記の1から7に該当する者及び以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は2親等以内の親族。
 - (1) 当社の子会社の業務執行者に現在又は過去3年間において該当する者。
 - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在又は過去3年間において該当する者。
 - (3) 当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在又は過去3年間において該当する者。なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記6の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの変異株の感染拡大等により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社グループは、国内において2025年度から予定されている次世代スマートメーターの導入や、海外でのソリューション・サービスの拡大などへ向けて、中期経営計画の重点戦略である「スマートメーターを活用した付加価値創出とエネルギー・ソリューションの拡大」、「コアとなる新製品・新事業の創出」、「利益を重視したグローバル成長」、「グループ経営基盤の強化」を推進しています。

国内計測制御事業については、スマートメーターが減収となったことに加え、前年度に一定量を出荷した賃貸物件向けスマートロックの減収等により、売上高は前年度比4.5%減の46,006百万円となりました。利益面においては、前述の減収に加えて原材料費の高騰等により利益率が低下し、営業利益は前年度比60.9%減の1,225百万円となりました。

海外計測制御事業については、オセアニア向け及び英国向けの出荷は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度と比較して増加しました。一方で、前年度の業績に貢献したイラク・クルド自治政府向けの売上は需要の一巡により減少しました。これらにより、売上高は前年度比10.1%増の30,068百万円、営業利益は58百万円（前年度は467百万円の損失）となりました。

製造装置事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による受注の減少等により売上高は前年度比27.9%減の692百万円、営業利益は282百万円の損失（前年度は264百万円の損失）となりました。

不動産事業については、売上高は前年度比0.1%増の553百万円、営業利益は前年度比0.2%増の271百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は76,184百万円と前年度比71百万円(0.1%)の減収、営業利益は1,277百万円と前年度比1,407百万円(52.4%)の減益、経常利益は1,189百万円と前年度比1,698百万円(58.8%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は658百万円の損失（前年度は482百万円の利益）となりました。

なお、当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「製造装置事業」、「不動産事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法へ変更しております。

	2021年3月期	2022年3月期	前年度比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	76,255	76,184	△71	△0.1
国内計測制御事業	48,193	46,006	△2,186	△4.5
海外計測制御事業	27,301	30,068	2,766	+10.1
製造装置事業	960	692	△268	△27.9
不動産事業	553	553	0	+0.1
調整額	△753	△1,137	△384	－
営業利益	2,684	1,277	△1,407	△52.4
国内計測制御事業	3,136	1,225	△1,910	△60.9
海外計測制御事業	△467	58	525	－
製造装置事業	△264	△282	△17	－
不動産事業	270	271	0	+0.2
調整額	9	4	△5	△54.6
経常利益	2,888	1,189	△1,698	△58.8
親会社株主に帰属する当期純利益	482	△658	△1,140	－

(2) 対処すべき課題

① 会社の基本経営方針

当社グループは、“Global Energy Solution Leader”となることをビジョンに掲げ、エネルギー・ソリューションの技術を通じて、エネルギー・ソリューション分野を中心に、新しい価値創造を国内外に発信し続け、持続的に成長していくことを目指します。

② 対処すべき課題

2022年3月期の厳しい業績を踏まえ、短期～中期的には事業ポートフォリオ管理の強化による収益性改善に努めます。具体的には、国内においてはスマートメーターを中核としつつ、その計測技術を活用したエネルギーマネジメント関連製品・サービスの業績拡大を目指します。海外においては、スマートメーター等のハードウェアを中心とした売上構成から、スマートメーターと上位系システムを組み合わせたソリューション事業の比率を高めることにより、利益率の向上を目指すと同時に、部材の調達リスクやコスト上昇リスクを軽減していきます。

また、中期～長期的には、持続可能な社会構築の世界的な流れを受けて、脱炭素化の加速への早急な対応が求められるなか、エネルギー関連の様々なソリューション・サービスの提供により、社会の脱炭素化に貢献します。

a 中期経営計画の重点戦略

- スマートメーターを活用した付加価値創出とエネルギー・ソリューションの拡大
国内においては、次世代スマートメーターの開発や最適な生産体制の構築を進めるとともに、新たな付加価値創出へ向けて取り組みます。
- コアとなる新製品・新事業の創出
様々なパートナーと連携し、技術開発やマーケティングの強化を図るとともに、当社グループの強みや経営資源を活かした新規事業の創出を推進します。脱炭素化やGX（グリーン・トランスフォーメーション）化をワンストップで提供するソリューションビジネスに注力し、持続可能な社会と環境の実現に貢献します。
- 利益を重視したグローバル成長
当社グループは、オセアニア、英国を中心とした欧州、アジアや中東などの新興国において次の施策を実行し、より利益を重視した取り組みを強化します。
 - ・ソリューションビジネスの拡大による利益率の向上及び部材の調達リスクやコスト上昇リスクを軽減
 - ・次世代ハードウェア、ソフトウェア開発の加速
 - ・サプライチェーンマネジメントの強化
- グループ経営基盤の強化
当社は、以下の施策により経営基盤を強化します。
 - ・人材育成・活用の強化
 - ・グループリスク管理の強化
 - ・財務体質の強化及び経営資源の最適な配分
 - ・サステナビリティ活動の推進

b 事業ポートフォリオ管理

当社グループは、前述の中期経営計画の重点戦略を遂行していくにあたり、主に次の事業ポートフォリオ区分にてPDCA管理を行っています。

- 国内計測制御事業：製品・サービス別にポートフォリオ管理

事業ポートフォリオ区分	位置づけ・方針
スマートメーター事業	中核事業として推進する。
ソリューション事業	スマートメーター事業の強みを活かし、省エネや脱炭素化などの社会的課題に対するソリューションを提供し、国内全体の収益性向上への貢献を目指す。
配電盤事業	安定需要に対応し、収益貢献を維持する。

- 海外計測制御事業：地域別にポートフォリオ管理

事業ポートフォリオ区分	位置づけ・方針
オセアニア	スマートメーターと上位系システムを組み合わせたソリューション販売の強化により、安定的な利益成長を目指す。
欧州	英国における収益性向上を目指す（製品構成、原価低減）。
アジア	選択と集中により収益性向上を目指す（利益率の高いソリューション、産業用メーターの販売強化）。
中東他	

- 製造装置事業・不動産事業：会社別に管理

c 中期経営計画の連結計数目標

	2022年 3月期 実績	2023年 3月期 計画	2024年 3月期 目標	2025年 3月期 目標
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	76,184	80,000	83,000	85,000
営業利益	1,277	1,000	2,800	4,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	△658	1,500	1,600	2,600

事業ポートフォリオ別の売上高内訳(外部売上)

	2022年 3月期 実績	2023年 3月期 計画	2024年 3月期 目標	2025年 3月期 目標
	百万円	百万円	百万円	百万円
国内計測制御事業	45,983	50,000	50,000	50,500
スマートメーター事業	29,425	32,000	31,000	30,500
ソリューション事業	10,531	11,500	12,500	13,000
配電盤事業	6,025	6,500	6,500	7,000
海外計測制御事業	29,095	28,000	31,000	32,500
オセアニア	10,642	12,000	13,500	15,000
欧州	11,339	10,000	11,500	11,500
アジア	6,041	4,200	3,500	3,000
中東他	1,071	1,800	2,500	3,000
その他	1,105	2,000	2,000	2,000
合計	76,184	80,000	83,000	85,000

d 経営指標

当社は株主資本の効率化を重視し、ROE（自己資本当期純利益率）の持続的な向上を目指しています。

	2022年 3月期 実績	2023年 3月期 計画	2024年 3月期 目標	2025年 3月期 目標	▶ 2027年 3月期 イメージ
ROE	△1.4%	3.5%	3.5%	5.5%	8%以上

(3) 資金調達の状況

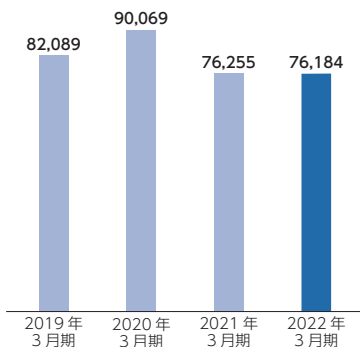
当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約（総額80億円）を締結しております。

なお、当期末現在、当該契約による借入金残高はありません。

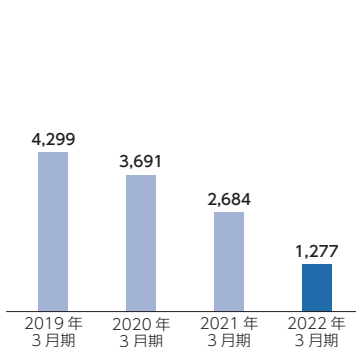
(4) 財産及び損益の状況の推移

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	82,089	90,069	76,255	76,184
営業利益	4,299	3,691	2,684	1,277
経常利益	4,293	3,544	2,888	1,189
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,806	1,197	482	△658
1株当たり当期純利益 (円)	36.95	24.47	9.84	△13.42
総資産	98,314	97,962	90,989	91,222

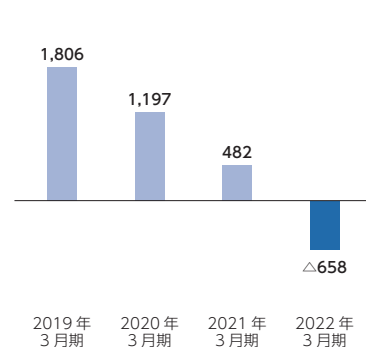
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エネゲート	百万円 497	51.0 %	電力量計の製造・販売及び 関連サービスの提供
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 10	100.0	E D M I グループの統括
E D M I L i m i t e d	百万シンガポールドル 54	100.0 (100.0)	電力量計及び関連システムの 製造・販売
大崎電気システムズ株式会社	百万円 358	89.9	配・分電盤の製造・販売
大崎データテック株式会社	百万円 350	100.0	検針システム・機器の開発・販売
大崎エンジニアリング株式会社	百万円 484	100.0	機械・装置の製造・販売
大崎エステート株式会社	百万円 310	100.0	不動産の賃貸

(注)「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な製品・サービス
国内計測制御事業	スマートメーター エネルギーソリューション 計器用変成器 配・分電盤
海外計測制御事業	スマートメーター・ソリューション
製造装置事業	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置
不動産事業	不動産の賃貸

(7) 主要な事業所及び営業所

① 当社

本社	(東京都品川区)			
事業所	埼玉 (埼玉県入間郡三芳町)			
営業所	札幌	(札幌市中央区)	仙台	(仙台市青葉区)
	名古屋	(名古屋市東区)	大阪	(大阪市北区)
	広島	(広島市中区)	沖縄	(沖縄県那覇市)

② 子会社

株式会社エネゲート	本社	(大阪市北区)	他
OSAKI United International Pte. Ltd.	本社	(シンガポール)	
E D M I L i m i t e d	本社	(シンガポール)	
大崎電気システムズ株式会社	本社	(東京都品川区)	他
大崎データテック株式会社	本社	(東京都品川区)	他
大崎エンジニアリング株式会社	本社	(埼玉県入間市)	
大崎エーステート株式会社	本社	(東京都品川区)	

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,450 百万円
株式会社三井住友銀行	3,467

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前期末比増減
国内計測制御事業	1,632名	11名増
海外計測制御事業	1,245名	179名減
製造装置事業	83名	—
不動産事業	1名	—
合計	2,961名	168名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
 2. 当期より従来「その他」に含まれていた「製造装置事業」、「不動産事業」について独立して記載する方法へ変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,298,933株（自己株式968,247株を除く）
- (3) 株主数 8,500名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8 2 2 1 - 6 2 3 7 9 3	千株 5,392	% 11.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,819	9.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,306	4.7
大崎電気工業取引先持株会	1,808	3.7
株式会社三菱UFJ銀行	1,552	3.2
九電テクノシステムズ株式会社	1,389	2.8
渡 辺 佳 英	1,168	2.4
富国生命保険相互会社	1,104	2.2
中部電力株式会社	1,020	2.1
関西電力株式会社	1,000	2.0

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	70,529	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数
8,353個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式835,300株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	399個	4名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	453個	4名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	449個	4名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	634個	4名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	664個	5名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	779個	5名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	727個	5名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	642個	5名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	696個	5名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	835個	5名
			690円		
取締役	第11回株式報酬型 新株予約権 (2019年7月19日)	2019年8月23日～ 2049年8月22日	1円	1,021個	5名
			539円		
取締役	第12回株式報酬型 新株予約権 (2020年7月14日)	2020年8月21日～ 2050年8月20日	1円	1,054個	5名
			436円		

(注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取

- 締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。
 3. 2021年6月25日開催の第107回定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬導入にともない株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	渡 辺 佳 英	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役会長
取締役社長執行役員 (代表取締役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役 兼最高経営責任者
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	川 端 晴 幸	
取締役専務執行役員	根 本 和 郎	管理本部長
取締役常務執行役員	上 野 隆 一	経営戦略本部長
取 締 役	高 島 征 二	
取 締 役	笠 井 伸 啓	
常 勤 監 査 役	堀 長 一 郎	
監 査 役	山 中 利 雄	
監 査 役	山 本 滋 彦	
監 査 役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 宝ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、高島征二、笠井伸啓の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、山本滋彦、北井久美子の両氏は、社外監査役であります。
 3. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 4. 監査役の山中利雄氏は、当社の経理部長として経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります（2022年4月1日現在）。

役 職 名	氏 名
常務執行役員技術開発本部長	駒 沢 聰
常務執行役員生産本部長	畠 山 淳 実
常務執行役員営業本部長	太 田 毅 彦
執行役員技術開発本部副本部長兼研究開発センター長	阿 部 純
執行役員管理本部副本部長兼人事部長	畠 山 広 行
執行役員生産本部副本部長兼業務部長	徳 本 法 之
執行役員営業本部副本部長兼創デザイン推進室長	小 野 信 之
執行役員経営戦略本部グローバル戦略部長兼EDMI副社長	高 橋 浩 司
執行役員生産本部副本部長兼生産技術部長	高 田 俊 明

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役高島征二、笠井伸啓の両氏ならびに監査役堀長一郎、山中利雄の両氏及び社外監査役山本滋彦、北井久美子の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当該決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とする指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会決議にて決定しております。

《基本方針》

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式により構成し、その支給割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な割合となることを方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

《基本報酬》

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

《業績連動報酬》

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の本業で稼いだ利益を表す連結及び単体営業利益率を基準として目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、当該事業年度は、連結営業利益率が目標4.2%に対し実績1.7%、単体営業利益率が目標2.0%に対し実績△3.7%となりました。

《譲渡制限付株式》

株主との価値の共有を図り、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年以内とする譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性や妥当性を検討しており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第107回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬額を年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外監査役2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の委任決議に基づき取締役会長（代表取締役）渡辺佳英及び取締役社長執行役員（代表取締役）渡辺光康の両氏が決定しております。委任の理由は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て客観性や妥当性が確保されていることと、両氏が当社

グループの経営環境や状況を最も熟知し総合的な判断が可能であると判断しているためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬額等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	265 (19)	185 (19)	35 (-)	44 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	57 (18)	57 (18)	- (-)	- (-)	4 (2)
計 (うち社外役員)	322 (38)	243 (38)	35 (-)	44 (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記社外役員は社外取締役及び社外監査役に対する報酬額であります。
 3. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を付与しており、当該事業年度の費用計上額を記載しております。当該交付内容については、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
 4. 業績連動報酬は、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
社外取締役	高島 征二	取締役会 17回／17回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／ 8回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び委員長を務める指名・報酬諮問委員会のほか、経営協議会にも出席し、電気通信大手企業等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外取締役	笠井 伸啓	取締役会 17回／17回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／ 8回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び指名・報酬諮問委員会のほか、経営協議会にも出席し、計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外監査役	山本 滋彦	取締役会 17回／17回 (100%) 監査役会 20回／20回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／ 8回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会ならびに指名・報酬諮問委員会のほか、経営協議会にも出席し、大手証券会社等の豊富な経営経験や実務知識ならびに対法人ビジネスへの高い見識をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外監査役	北井 久美子	取締役会 17回／17回 (100%) 監査役会 20回／20回 (100%) 指名・報酬諮問委員会 8回／ 8回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会ならびに指名・報酬諮問委員会のほか、経営協議会にも出席し、中央省庁要職や弁護士ならびに上場企業の社外役員等、豊富な経験や専門知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

2021年6月25日開催の第107回定時株主総会において、新たにRSM清和監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人原会計事務所は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte. Ltd. はRSM Chio Lim LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を制定し、以後適宜改定を行ってきましたが、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い全般的に内容の見直しを行い、同年5月8日の取締役会で以下のとおり改定をしております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範等を遵守するための大崎電気グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアルを定めるほか、大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブックを発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - b 当社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
 - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施して業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
 - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - e 大崎電気グループは、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
 - f 大崎電気グループは、大崎電気グループ企業行動憲章に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、取締役会規程ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、品質管理、環境保全、PL、安全保障輸出管理）がリスク管理規程及びリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備する。
 - b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
 - b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。
 - c 当社は、原則として社内取締役で構成される経営会議を原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
 - d 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの職務権限規程、稟議規程等に基づき業務を遂行する。

- ⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a 当社の子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。
 - b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実又は企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
 - b 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
 - c 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 当社の監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
- ⑨ その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
- a 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営会議等重要な会議への監査役出席を確保する。
 - b 当社代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組状況
 - a コンプライアンス委員会を年4回開催し、「リスク管理状況」のモニタリングの実施と、ヘルプライン制度に基づく通報案件について審議した。
 - b コンプライアンス関連研修として、役員向けの会社法勉強会、新入社員向けのコンプライアンス、セルフケア研修、管理・監督者向けのストレスチェック、セルフケア、ハラスメント防止の各研修を実施するとともに、グループ各社へ労働関係法令の改正内容の周知徹底を図った。
 - c 当社内部監査部門による監査は、当社については5部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を6部署実施した。また、子会社2社に対する監査実施と昨年実施した子会社のフォローアップ監査を2社実施するとともに、独自に内部監査を実施する子会社2社のモニタリングも実施し、さらには全部署を対象にした書面による年1回の自己監査も継続実施して、監査の実効性の強化を図っている。
 - d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、さらに監査役会への報告ラインも明確化している。今年度通報実績は、社内窓口に通報2件、相談1件があり適切に対応している。
- ② 損失の危機の管理に関する取組状況
 - a 今年度から、グループ経営基盤の強化の一環としてグループリスク管理の強化を図るべく、事業リスク（月次管理）と管理リスク（半期毎の管理）に分離する管理方法・体系の見直しを実施した。今年度の活動としては、大崎電気単体リスクの他に各子会社の管理リスクの実態把握に注力した。
- ③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況
 - a 期初に事業計画を策定し、毎月のグループ幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。
 - b 取締役会を年17回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、重要案件については議論の深化や決定プロセスの明確化を念頭に事前検討の場としての経営協議会も設置しており、今年度は10回開催した。なお、子会社は取締役会を原則毎月又は3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。

- c 経営会議を原則週1回開催し、当社グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。
 - d 2019年2月に設置した、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」は、今年度は、譲渡制限付株式及び業績連動報酬制度の導入と運用、役員選任などについて合計8回開催した。
 - e 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社経営戦略本部に報告した。
 - f 国内子会社は、2021年6月に大崎電気グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に中期経営計画、実績及び経営課題等の報告を行うとともに、取締役会や経営会議などで月1回月次報告も行っている。
- ④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況
- a 監査役職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
 - b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、すべて会社の経費として処理した。
 - c 監査役は、当社の取締役会、経営会議等重要な会議へ出席したほか、当社代表取締役と年2回会合を持ち、意見交換を実施した。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	51,653	流動負債	26,502
現金及び預金	11,857	支払手形及び買掛金	7,324
預 け 金	3,546	電子記録債 務	2,965
受取手形、売掛金及び契約資産	17,436	短期借入金	6,926
商品及び製品	6,031	未払法人税等	502
仕 掛 品	3,165	賞与引当金	1,656
原材料及び貯蔵品	6,911	役員賞与引当金	48
そ の 他	3,234	製品保証引当金	473
貸倒引当金	△ 530	そ の 他	6,604
固定資産	39,568	固定負債	7,108
有形固定資産	27,770	リ ー ス 債 務	1,612
建物及び構築物	8,880	役員退職慰労引当金	42
機械装置及び運搬具	2,998	修繕引当金	21
土 地	12,830	退職給付に係る負債	2,479
リ ー ス 資 産	1,845	繰延税金負債	2,154
建設仮勘定	526	そ の 他	798
そ の 他	689	負債合計	33,610
無形固定資産	868	(純資産の部)	
そ の 他	868	株 主 資 本	41,900
投資その他の資産	10,930	資 本 金	7,965
投資有価証券	5,229	資 本 剰 余 金	8,750
退職給付に係る資産	1,525	利 益 剰 余 金	25,670
繰延税金資産	1,372	自 己 株 式	△ 487
そ の 他	2,805	その他の包括利益累計額	3,336
貸倒引当金	△ 3	その他有価証券評価差額金	1,119
資産合計	91,222	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,667
		退職給付に係る調整累計額	549
		新株予約権	509
		非支配株主持分	11,865
		純資産合計	57,611
		負債・純資産合計	91,222

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上高			76,184
売上原価			59,808
売上総利益			16,375
販売費及び一般管理費			15,097
営業利益			1,277
営業外収益			
受取利息		21	
受取配当金		155	
その他		206	
営業外費用			528
支払替の利息		288	
その他		191	
経常損失		136	616
特別損失			1,189
減損損失		74	74
税金等調整前当期純利益			1,114
法人税、住民税及び事業税		952	
法人税等調整額		61	1,013
当期純利益			100
非支配株主に帰属する当期純利益			759
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 658

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,750	百万円 27,319	百万円 △ 140	百万円 43,895	
会計方針の変更による累積的影響額			△ 7		△ 7	
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,965	8,750	27,312	△ 140	43,888	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△ 981		△ 981	
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 658		△ 658	
自己株式の取得				△ 406	△ 406	
自己株式の処分			△ 1	59	58	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△ 1,641	△ 346	△ 1,987	
当 期 末 残 高	7,965	8,750	25,670	△ 487	41,900	

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	百万円 988	百万円 1,216	百万円 514	百万円 2,718	百万円 509	百万円 11,764	百万円 58,887
会計方針の変更による累積的影響額							△ 7
会計方針の変更を反映した当期首残高	988	1,216	514	2,718	509	11,764	58,880
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 981
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△ 658
自己株式の取得							△ 406
自己株式の処分							58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	131	451	34	617	-	101	718
当期変動額合計	131	451	34	617	-	101	△ 1,269
当 期 末 残 高	1,119	1,667	549	3,336	509	11,865	57,611

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	21,840	流動負債	14,005
現金及び預金	4,072	支払手形	50
受取手形	162	買掛金	2,172
売掛金	4,296	電子記録債権	2,080
リース投資資産	313	関係会社短期借入金	6,900
商品及び製品	2,231	リース債権	321
仕掛品	1,005	未払金	377
原材料及び貯蔵品	1,266	未払費用	414
関係会社短期貸付金	7,651	前受り金	34
未収入金	435	賞与引当金	39
前払費用	12	役員賞与引当金	440
その他の金	424	製品保証引当金	35
貸倒引当金	△ 32	その他の金	443
固定資産	29,710	固定負債	1,834
有形固定資産	6,013	リース債権	809
建物	2,912	繰延税金負債	256
構築物	56	その他の金	769
機械及び装置	411	負債合計	15,839
車両運搬具	16	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	413	株主資本	34,082
土地	1,908	資本剰余金	7,965
リース資産	43	資本準備金	8,047
建設仮勘定	250	利益剰余金	18,555
無形固定資産	576	利益準備金	698
ソフトウェア	560	その他利益剰余金	17,856
その他の金	16	別途積立金	7,800
投資その他の資産	23,120	繰越利益剰余金	10,056
投資有価証券	4,573	自己株式	△ 487
関係会社株式	14,352	評価・換算差額等	1,119
関係会社長期貸付金	1,893	その他有価証券評価差額金	1,119
前払年金費用	734	新株予約権	509
リース投資資産	768	純資産合計	35,711
その他の金	807	負債・純資産合計	51,551
貸倒引当金	△ 9		
資産合計	51,551		

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		23,461
売上原価		19,012
売上総利益		4,449
販売費及び一般管理費		5,314
営業損失 (△)		△ 865
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	961	
その他の	39	1,000
営業外費用		
支払利息	19	
その他の	93	112
経常利益		23
特別損失		
減損損失	74	74
税引前当期純損失 (△)		△ 51
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	0	25
当期純損失 (△)		△ 77

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,047	百万円 698	百万円 7,800	百万円 11,124
会計方針の変更による累積的影響額					△ 7
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,965	8,047	698	7,800	11,117
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 981
当期純損失 (△)					△ 77
自己株式の取得					
自己株式の処分					△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,060
当 期 末 残 高	7,965	8,047	698	7,800	10,056

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	百万円 △ 140	百万円 35,495	百万円 988	百万円 509	百万円 36,993
会計方針の変更による累積的影響額		△ 7			△ 7
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 140	35,488	988	509	36,986
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△ 981			△ 981
当期純損失 (△)		△ 77			△ 77
自己株式の取得	△ 406	△ 406			△ 406
自己株式の処分	59	58			58
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			131	-	131
当期変動額合計	△ 346	△ 1,406	131	-	△ 1,275
当 期 末 残 高	△ 487	34,082	1,119	509	35,711

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 笥 悦 生
業務執行社員
指定社員 公認会計士 津 田 格 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 笥 悦 生
業務執行社員
指定社員 公認会計士 津 田 格 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊟

監査役 山 中 利 雄 ㊟

社外監査役 山 本 滋 彦 ㊟

社外監査役 北 井 久美子 ㊟

以 上

[× 毛 欄]

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

八芳園 本館 1階 ニュイ (NUIT)

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 0570-064-128 (代表)



交通

地下鉄：東京メトロ南北線・都営三田線「白金台駅」2番出口より徒歩1分

都営バス：「品川駅高輪口」より「白金小学校前」下車、徒歩1分

〈品93〉大井競馬場前発～品川駅前経由～目黒駅前行き